



## 感染性廃棄物とは

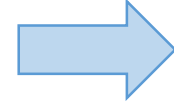
医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。【環境省】

## 感染性廃棄物の判断フロー

### 【STEP 1】(形状)

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ①血液、血清、血漿及び体液(精液を含む)(以下「血液等」という。)
- ②病理廃棄物(臓器、組織、皮膚等)
- ③病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの
- ④血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む)



YES



NO

### 【STEP2】(排出場所)

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの



YES



NO

### 【STEP3】(感染症の種類)

- ①感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ②感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療機器等(ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。)



YES



NO

非感染性廃棄物

感染性廃棄物

感染性廃棄物処理マニュアルより抜粋【環境省】

## 感染性廃棄物の分別方法



赤色マーク

液状・泥状  
(血液・体液・血液製剤)



橙色マーク

固形状  
(血液・体液が付着したガーゼ、オムツ、手袋、マスクなど)



黄色マーク

鋭利状  
(注射針・メス刃・ガラスくずなど)

## 感染性廃棄物 排出時の 注意点

※専用容器や袋に密閉する。また中身が感染性廃棄物であることがわかるようにマークや明記をする。